

船舶事故等調査報告書

平成22年2月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009神第354号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年10月30日 07時00分ごろ	
発生場所	徳島県伊島灯台から真方位004° 3,100m付近 (概位 北緯33° 52.2′ 東経134° 49.0′)	
事故等調査の経過	平成21年11月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 <sup>かいせい</sup> 海正丸、9.61トン TO2-2538(漁船登録番号)、個人所有 B 漁船 <sup>かなり</sup> 金成丸、4.2トン TO3-16366(漁船登録番号)、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士 B 船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	A 左舷張り出し先端部擦過傷 B 船尾甲板上的のオーニング支柱曲損及びGPSアンテナ脱落	
事故等の経過	A船は、船長1人が乗り組み、紀伊水道を航行中、B船は、船長1人が乗り組み、紀伊水道において操業中、平成21年10月30日07時00分ごろ、A船の左舷張り出し先端部とB船の船尾甲板上的のオーニング支柱とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：うねり なし、波高 なし	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、伊島灯台北方沖を航行中、適切な見張りを行っていなかったため、漁ろうに従事しているB船に気付かずに航行したものと考えられる。 B船は、適切な見張りを行っていなかったため、A船の接近に気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、伊島灯台北方沖において、A船が航行中、B船が漁ろうに従事中、両船が適切な見張りを行わなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	